

入会にあたってのお願い

1 帰宅方法について

- ・帰宅時は必ず保護者がお迎えに来てください。
- ・お迎え時間は、午後6時です。（延長はできませんので、時間厳守でお願いします）
- ・帰宅時間の変更及び保護者以外の方がお迎えに来られる場合には、事前に児童センターへお知らせください。
- ・災害（台風・大雪・地震）等の場合、児童の安全確保と帰宅方法について保護者の勤務先へ緊急連絡する場合があります。

2 持ち物について

- ・すべての持ち物に名前を記入してください。
- ・学校で禁止されているものは、児童センターでも同様ですので、必要なないものは持たせないで下さい。（お小遣い、おもちゃ等）

3 食物アレルギーについて

- ・児童センターでおやつを提供する場合、食物アレルギーのある児童は、誤食防止の観点から、状況に応じておやつを各ご家庭でご用意いただくことがあります。

4 1日保育の昼食について

- ・春休み、夏休み、冬休み、学校行事の振替休日等の1日児童センターで過ごす場合は、原則、弁当持参となります。

5 休所日

- ・土曜日、日曜日、国民の休日
- ・年末年始（12/29～1/3）
- ・お盆（8/13～8/16）

6 保護者負担金

- ・利用料 月額4,000円/人
- ・傷害保険料 月額270円/人

※保護者負担金の支払い方法は原則として口座振替となります。会計処理の都合上、現金にて徴収させていただく場合があります。

※日割り計算等はありません。月途中の入退会についても月額の保護者負担金が必要です)

7 家庭状況の変更

- ・家庭状況に変更があった場合は、児童センター職員にお知らせ下さい。
例) 住所変更・保護者変更・氏名変更・保護者の勤務先変更等

8 退会について

- ・保護者が仕事を辞めるなど児童センターの利用を必要としなくなり退会する場合は、遅くとも退会日の2週間前までに退会届を提出してください。

9 その他

- ・保護者と児童センター間の連絡、児童の来所・退所管理などは「コドモニアプリ」を使って行いますので、入会後、登録をお願いいたします。
- ・病気やけがなどにより長期に児童センターを休む場合は、児童センター職員にあらかじめ報告をしてください。ただし、保護者負担金は、月途中の場合でも通常どおりお支払いいただきます。
- ・インフルエンザ等による学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖の場合は、感染が広がるおそれもありますので、対象の児童の方は利用できません。
- ・児童センターに通っていることを学校の担任・登下校の班長等にお知らせください。

松野町役場 町民課
直通 42-1113